

経済産業省の消毒方法の有効性評価試験ニュースリリースに関する見解

2020年6月1日

一般社団法人日本微酸性電解水協会

事務局

法令規格委員会

お世話になっております。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）にて実施されている消毒方法の有効性評価試験に関して、当協会にも発表された内容に関しての問い合わせが増えていることもありま
すので、当協会の見解を述べさせていただきます。

1. 中間結果について

5月28日付で発表された中間結果におきまして、次亜塩素酸水については今回の委員会では判定に至らず、引き続き検証試験を実施されることとなりましたと記載されております。資料の内容によりますと、国立感染研究所における試験では微酸性電解水（pH5.0、ACC49）において99.99%以上の感染価減少が認められたとの記述もある一方、北里大学における試験においてはウイルスの増殖で細胞が死滅したことによる×判定となり、異なる結果となりました。次回の結果を待つしかありませんが、ウイルス液とサンプル液の比率が両者で違っており、後者の試験では単純にウイルスに対する試験液の量が不足していたことが原因となっている可能性があります。

補足として、当協会では食品添加物として認可された無塩電解水の普及を目指していますが、元々は食品分野での普及を目指しているもので、医療分野においては医薬品として消毒レベル（99.99%）の効果を求められるため、医療分野での検証はこれまで目指してこなかった部分でもあります。除菌や予防の観点で考えると99.99%まで行かなくても99%などある程度の基準で効果が認められれば、効果が認められると判断いただけるよう希望します。また資料において電気分解以外のものも次亜塩素酸水と表現されているものがあり、これについては全く別なもので次亜塩素酸水とは言わず後日質問をするつもりです。

2. 「次亜塩素酸水」の空間噴霧について（ファクトシート）

次亜塩素酸水の噴霧に関する安全性に関して、WHOや海外での見解等が示されていますが、海外には電気分解した次亜塩素酸水（無塩）は存在しなくその多くは次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬を対象にしたものと推定をします。

現在のところ次亜塩素酸水噴霧に関する規定は特に定まっていますが、安全性の根拠としているものは記載にある通り、人の健康を害する恐れのないものとして食品添加物の指定を受けていることと、労働安全衛生法の作業環境基準以下の塩素濃度となりますが、協会

の補足事項として、協会では噴霧利用をpH6~6.5を推奨しています。

pH5.8以上の微酸性電解水は飲用適の水質基準を満たしており一般家庭で水道水を加湿器で利用しているものと同等の安全性と考えます。またこれまで13年以上に渡り数多くの噴霧実績を確認していますが、今のところ無塩の微酸性電解水噴霧による健康被害等の報告はありません。

3. 「次亜塩素酸水」の販売実態について（ファクトシート）

販売実態に関する懸念材料や注意喚起に関して述べられています。当協会では現在会員向けに微酸性電解水の性状認定制度を実施しており、主に生成方法や成分の確認や、製品の表示内容に関する指導などを実施していますが、表示内容に関しては、主には薬機法に抵触しないかどうかの観点において、指導しています。

今回のファクトシートの内容に関しては協会内でも検討していきたいと思えます。